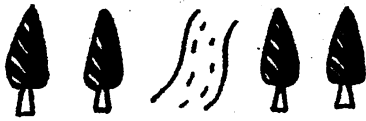


— やんば —
STOP! THE ハツ場ダムニュース



IN 埼玉

No.20 2008.10.7

● ハツ場ダムをストップさせる埼玉の会・代表 藤永知子 ●

ダム計画の見直し！ 川辺川、そしてハツ場

今夏は猛暑とゲリラ豪雨という異常気象により各地での洪水被害が報道され、自治体でもハザードマップを発表するなど、洪水への住民の不安は更につのった。

そんな折、9月11日には熊本県の蒲島知事が「現行のダム計画を白紙撤回し、ダムによらない治水対策を追求すべきだ」と川辺川ダム計画の反対を表明し、国交省も見直しを迫られた。

去る9月15日、ハツ場あしたの会主催の「ダムに負けない村」シンポジウムで、東京大学大学院教授の神野直彦さんが「故郷は遠くに有りて守るべきもの」と話され、多摩住民自治研究所の大和田一紘さんはハツ場ダム建設予定地の長野原町の財政分析をし、補助金依存の財政不安を指摘した。長野原町の財政自立こそ、住民の真の幸せがあると考えさせられた。

美しい紅葉の吾妻溪谷とひなびた良き川原湯温泉街という自然豊かな環境を守るだけでなく、ダム建設に半世紀以上悩み苦しみ、地域コミュニティを失ってしまった住民の生活再建を真剣に取り組む必要がある。川辺川ダム同様、全国の公共事業計画に翻弄された住民の生活を守る国策作りが急務である。

突然の福田総理の辞任から麻生新総理のもと新内閣がスタートし、総選挙も予想されている。いま私たちの暮らしは社会変化に伴い変革を求められ、これまでの国策を大きく舵切る必要性が「福祉政策」や「食の安全」等の問題からも痛感できる。無駄な公共事業からの撤退で税金の有効な用途を望む。

ハツ場ダム訴訟も4周年を迎え、各地の裁判も年内～来春には結審の予定だ。報告集会が11月30日(日)1時30分から日本青年館中ホールで田中康夫氏を講師に、開催される。他より進行の遅い埼玉訴訟は、10月29日(水)午後4時さいたま地裁105法廷で第18回裁判が行われる。ここで先送りにされていた証人の採否が決まり、証人尋問日程が出されるだろう。皆様の傍聴で、この住民訴訟の関心の高さを裁判官に訴えたいと願う。(大高文子)

次回裁判は

10月29日

午後4時から

いつもの
さいたま
地裁です！



目次

- | | |
|----------------------|-------------------|
| 2 : 17 回口頭弁論期日報告(野本) | 9 : 裁判傍聴に寄せて(野田) |
| 3 : 被告の新たな主張(嶋津) | 10 : 群馬証人尋問傍聴(大高) |
| 4 : シンポ/ダムに負けない村(渡辺) | 12 : インフォメーション |
| 6 : 玉淀ダム撤去運動(野口) | |

第17回口頭弁論期日のご報告

弁護士

野本夏生



八ッ場ダム埼玉訴訟は、9月3日水曜日の午前11時から、17回目の口頭弁論期日が開かれました。

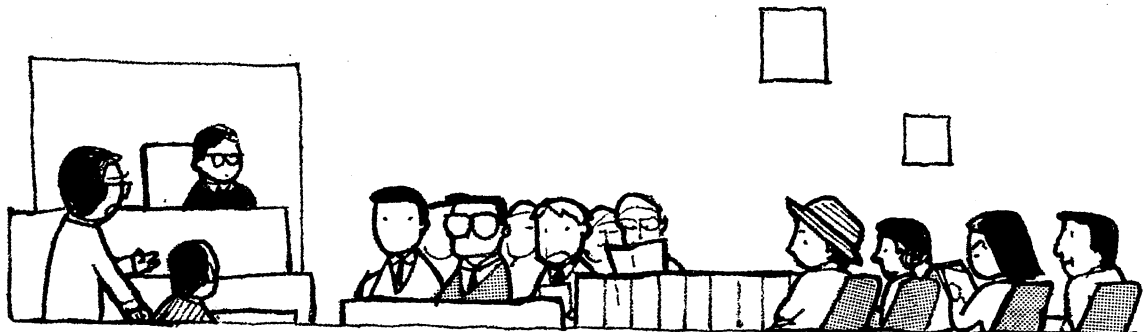
前回の期日報告でお伝えしたとおり、埼玉訴訟においては、被告埼玉県が利水の争点について平成18年水需要予測に基づく新たな主張を展開してきました。そこで、今回の期日では、原告側からこれに対する反論書面（準備書面(12)）を提出しました。

この書面は、

①埼玉県が再び見直しをしてきた平成18年度水需要予測も過大な予測となっていること、
②利水安全度を1/5（5年に1回の渇水に対応する）から1/10（10年に1回の渇水に対応する）に変更しようとする利根川・荒川水系からの安定供給が可能な水量は2割以上も減ってしまうという国交省の説明には計算のバラつきがあることを指摘したものとなっています。嶋津さんの意見書を下敷きにした23頁の力作となっていますので、ぜひ、ホームページからダウンロードしてお読みいただければと思います。

また、今回の期日では、原告から調査囑託申立を行いました。この申し立ては、利水安全度を1/10にした場合に利根川・荒川水系からの安定供給可能量が減ることの計算根拠の説明を国土交通省に対して求めたものになっています。国土交通省は、嶋津さんが行った情報開示請求に対しては計算結果しか提出してきていません。データを隠そうとしているのは、明らかにできない理由があるからとしか考えられません。何とかこの調査囑託を採用させ、国土交通省が行った安定供給可能量の計算に問題があることを解明していきたいと考えています（この調査囑託の採否は、次回期日前に結論が出る予定です）。

次回の口頭弁論期日は、10月29日（水）午後4時からになります。おそらく今度こそ証人の採否が決まることになると思います。ぜひ、傍聴をお願いいたします。



裁判の最終段階での被告の新たな主張

嶋津暉之

“10年に1回の渇水への対応”という埼玉県的主張

被告・埼玉県は6月11日の裁判で県の新しい水需給計画を示し、新たな主張を展開しました。その主張とは次のようなものです。「水道用水の需要予測をやり直した結果、将来の水需要は従来の予測よりも小さくなったが、今後はより厳しい渇水年に対応できるようにする必要がある。従来は5年に1回程度の渇水年を前提にしてダムの開発水量が求められていたが、これからは10年に1回の渇水への対応が必要である。それを前提として埼玉県の保有水源を計算すると、約2割も減って水源が足りなくなるから、八ッ場ダムが必要である。」保有水源が約2割も減るといふ話はただ国交省の数字を使っただけのことであって、計算根拠も明らかにされていない、かなり疑わしいものです

このように裁判の終わり近くになっての主張の変更は本来はあってはならないことです。被告は従来の予測が正当であると主張してきたのに、それをあっさり撤回したのですから、被告もそれだけ追い詰められてきたといえるでしょう。すなわち、水需要の減少傾向が否定しがたい事実となり、将来の水需要が増加するという予測の妥当性を争ってはいは不利だと判断し、水需要予測の下方修正を行って、より厳しい渇水年への対応が必要だという新たな主張を展開し始めたということです。

——— 他の都県では

6都県で争われている八ッ場ダム問題の裁判で、10年に1回の渇水年への対応が必要だという主張を前面に出しているのは、今のところ、埼玉県と東京都です。他の県では多少は言及していても中心的な主張にはなっていません。東京都は別にして、埼玉県と他の4県との差はどこにあるかという、水需要予測の違いです。

埼玉県の新しい水需要予測も実績を基づくものではなく、いまだに過大予測ですが、他の4県はそれよりもはるかに過大な予測を行っています。その過大予測をもとに、将来は水源が足りなくなるから八ッ場ダムが必要だと主張しています。従来の埼玉県の主張と同じです。その過大予測のままで、10年に1回の渇水年を言い出すと、将来の水需給は大きなマイナスになってしまいますので、それを前面に出すことはできません。

一方、東京都の水需要予測はいまだにひどい過大予測なのですが、保有水源をたっぷり抱えているため、それをカモフラージュする手段として、10年に1回の渇水への対応が必要だという主張を裁判のはじめから行っています。

いずれの都県も、八ッ場ダム事業への参画が先にあつて、それを無理矢理正当化するために主張しているにすぎません。

シンポジウム 「ダムに負けない村」第2弾」に参加して

ハッ場あしたの会 渡辺 和子

9月15日、木の香りのする素敵な東京大学弥生講堂に大勢の参加者が集まりました。

ビデオ上映

今年5月に加藤登紀子さん、永六輔さん、澤地久枝さんが現地に行った時のビデオが上映されました。移転された石仏のお顔が悲しく見え、巨大なコンクリートの橋げたはなんとも自然に対して申し訳なく、加藤登紀子さんの「風」の歌（ハッ場の歌と言われている）はそつとなぐさめてくれるようでした。「私たちの身近な問題で、ダムはまだ止められるんだと知らせよう」とのメッセージがありました。

基調講演

神野直彦東大教授はこんな事を考えて下さいと話されました。

スウェーデンは戦争を回避し、農業を捨て、工業社会、物質的社会になったが、自然環境と人的環境の2つの破壊に見舞われた。これは持続可能にする命の価値を忘れたからだ。その要素として、“水”。水が循環し自然が生きる。水が人間の命も文化も創る。生活の為に水を売って滅びてしまったレソト王国の悲劇は地球上のあらゆる地域にある。スウェーデンはこれを反省して新たな道に踏み出しているが、日本はまだだ。

光合成している緑の植物は生態系の中の唯一の生産者である。これに対して人間を含めた動物は消費者である。機械さえあれば生命をも生産できると錯覚する人間の傲慢さ。

経済とは、限りある自然資源の内の、人間の生命維持に必要な分を分配することである。

人間には地域に独自の資源があり、資源に合った独自の生活様式をもっている。その地域に内在しているものを開花させる事（卵が産まれる様に）が発展であり、外から新しい力を加える事ではない。自然がある限り、だれでももっている人間的能力と人的環境で地域を発展させることができる。以上のお話は、私には自然を考える上で為になりました。

パネルディスカッション

各地からの報告で嶋津暉之氏がハッ場ダム予定地の現状をわかりやすく報告され、水没予定地で人口が急激に減少しているとのことで、国の代替地計画の失敗を証明していると思いました。豪華に建設された小学校の在校生はたった26名だそうで、脆弱な地質での代替地の高盛土は、地盤沈下、貯水池からの水の浸透、横揺れの地震への不安で全く気の毒です。

次に長野原町の財政を大和田氏よりお聞きしました。人口6000人に70億～80億と財政規模が膨大であり（草津町30億台）、歳入では諸収入としてダム関連の負担金の異常な高さ

と繰入金として財政調整基金及び特定目的基金の取り崩しによる異常な高さが大きな原因。人口流出による町税の低下、固定資産税の下落、町民税のダム補償金による上昇などダムによりあらゆる面で悪く影響。歳出でもダム関連の収入・支出のために構成比の個々の変動が激しい。特に補助費等や投資的経費。基盤整備で大量に使い、例えば通常なら合併浄化槽でよいところ、特定公共下水事業で町の下水会計が大きくなった結果、繰出金が増え、ダム関係補償などで人件費も増え、また病院の赤字経営も抱えている。将来的には現在以上の繰出金になるという。少子高齢化のなか、全く福祉にお金が使えないそうです。これは国の犯罪だと思えます。

湯沢町の佐藤議員より中止になった清津川ダムの報告で、今も地域住民間で対立があり、補償については法律がないために具体的に生活改善や地域づくりが進まない苦しい状況をお聞きしました。

知事が反対を表明した川辺川ダム計画についての報告が、森明香氏よりありました。もしダムが止まったとしても村民の将来への不安、大きな犠牲をさらに強いられる事を思うと共に75年からの裁判と補償案交渉と01年からの住民討論集会などの住民らのたゆまぬ努力に感激しました。

元鬼石町町長で現県議会議員の関口氏が今もふるさとの神内川が流れていたらどんなにいいだろうと話され、美しい三波石峡を失った下久保ダムと比べて八ッ場は自然があるから大丈夫、止められると発言され勇気をいただきました。

事業の決定は利益と費用をコストに換算し利益が上まわれれば実行するものだが、コスト自体あやふやのもの、と神野氏。市場でコストは変わるし。事業が10年50年後、利益（不利益）がどのように発生するかは誰も分からない。だから解決するのは民主主義と地方分権である。治水、利水についても住民が沢山知恵を持っている。未来は国民全体か地域住民しか決められない、とのご意見は空が晴れたようでした。

嶋津氏が「八ッ場ダムを考える1都5県議会議員の会」の発足でダム見直しの動きが広がっている、各政党（民主、共産、社民）のマニフェストに八ッ場ダム中止が明記されていると報告されました。来場の国会議員が次々と挨拶されて、来る総選挙の結果によって八ッ場ダムを止めましようと言われました。

次々と不必要なダムを造り、大量の産業廃棄物を後世に残す国に腹が立ちますが、私たちの問題として、これ以上の悪いことをくい止めるために、政治的決着も期待し、身近な人に知らせたいと思います。

今夜は十五夜、帰りに道端の、すすきは無いけど“葦（よし）”を少しもらい、自然に感謝しながら家路をいそぎました。



—1歩前進、玉淀ダム撤去運動—

●野口 皖永

荒川の異変

荒川（上流域）に魚の姿が非常に少なくなった。昔から比べれば種類も数も少なくなったと気づいたのは20年以上も前からですが、ここ7～8年とみに少なくなった事に気づきました。また、放流したアユの育ちが悪く、病気になるというのもこの頃からでした。この時期は浦山ダム、つづく合角ダムの完成、事業開始、そして滝沢ダムの建設工事開始と一致していました。すでに40年ほど前からある二瀬ダムと合わせると上流域に大きなダムが4基ということになり、これが荒川の生き物に影響を与えないはずがありません。

荒川の調査

ダムが荒川の生き物にどのような影響を及ぼしているのだろうか。それを調べようと5年ほど前から、秩父の環境を考える会等が中心となり、漁業協同組合などの協力もえて調査を始めました。上流域7地点くらいを選んで、水温、水質、生き物等を調査してきました。

しかし、とくだんの理由はわかりませんでした。過去のデータと比べようとしてもあまりそのデータがないので、その変化もよくわかりません。そんな中で浦山ダムが冷たい水を放流しているのではないかと、ケイ藻類がすくないのではないかと、などのことがある程度はわかってきました。冷水の放流については浦山ダム事務所に要請し改善を計っています。

河床低下、岩盤化

また、荒川の昔の写真を集めたり、古老に話を聞くなどするなかで、瀬や淵の減少、水量の減少、砂礫の減少による岩盤化など、生息域、産卵場の消失にも原因があることがわかってきました。河床岩盤化の原因はダムの堆砂と高度経済成長期における大量の砂利採取に原因があります。

各ダムとも予想を超える速さで堆砂が進んでいます。そのため近年は、各ダムともダムの上流域に貯砂ダムをつくりダム本体への堆砂を少なくするようにしています。そして、貯砂ダムに溜まった土砂をダンプで運び出し、下流に放出しています。これによって多少の改善が計られるかと思いますが、私たちはこの土砂の放出にともなう土砂の流れの行き先をモニタリングするよう当局に要請しています。

そして玉淀ダムは

埼玉の会のニュースに一度載せていただいたことがあります。特に上流域での荒川の異変については玉淀ダムが大きな働きをしていることは疑いようもありません。東京湾の河口から幾多の堰などを苦勞してどうにか上って来られたアユやウナギ等は玉淀ダムで完全にストップさせられてしまうわけです。つまり、玉淀ダムは荒川の自然生態系を完全に二分し破壊してしまっているわけです。

玉淀ダムは撤去以外にない

このような理由から、私たち秩父の環境を考える会の荒川再生プロジェクトは3年ほど前から、玉淀ダムの撤去をめざして「魚の行き交う川づくり」をキャッチフレーズに取り組んできました。玉淀ダムは上流域にあるダムと違って中流域にあるということも特徴です。

生き物が音をたてて絶滅して行くと言われていた現在、荒川に生息している生き物も例外はありません。生物多様性条約を批准し、生物多様性国家戦略を作り5年ごとに、その成果を集約し、新たな戦略に取り組むことになっています。また自然再生法をつくり推進している国として、この私達の取り組みを重く受け止めて欲しいとおもいます。持続可能な社会を目指さなければならないと言われて久しくなりますが、玉淀ダムを撤去し荒川の自然生態系の復元を目指すのかどうかその真価が問われていると思います。

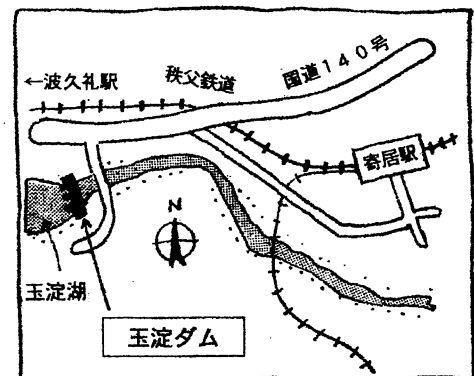
この運動を大きく

玉淀ダムの働きは、ご存じの通り農業用水と発電です。治水機能はありません。発電については小規模なものですが、これを管轄していた埼玉県はこの4月に東京電力傘下の会社に売却してしまいました。ダム本体の寿命も後10余年であり発電での利益は殆んどありません。後は農業用水の維持であり、これはダムによらなくとも可能と言われています。

私達は、こうしたことをシンポジウムなど機会ある毎に話して来ました。また埼玉県議会でも数回取り上げてもらっています。上田知事は最近のマニフェストで「みどりと川の再生」を発表し、荒川を再生していくことを約束しました。もう、繰り返し言うまでも無く玉淀ダムを撤去し、荒川の自然生態系を再生しなければならないことも、当然このマニフェストを実現するための選択肢の一つにしなければならないと思います。

私達の活動も、次第に荒川流域の沢山の環境団体等や市民の皆さんに理解が得られつつあります。その一つの例として、玉淀ダムがある長瀨町の町長をはじめ県議会議員、長瀨・寄居町議員、商工会などが立ちあがって「玉淀ダム撤去促進期成同盟会」の設立に至っています。

11月には、この会等が主催して撤去運動を盛り上げるためのシンポジウムを計画中です。皆さんの一層の、力強いご支援をお願いいたします。



荒川の玉淀ダム

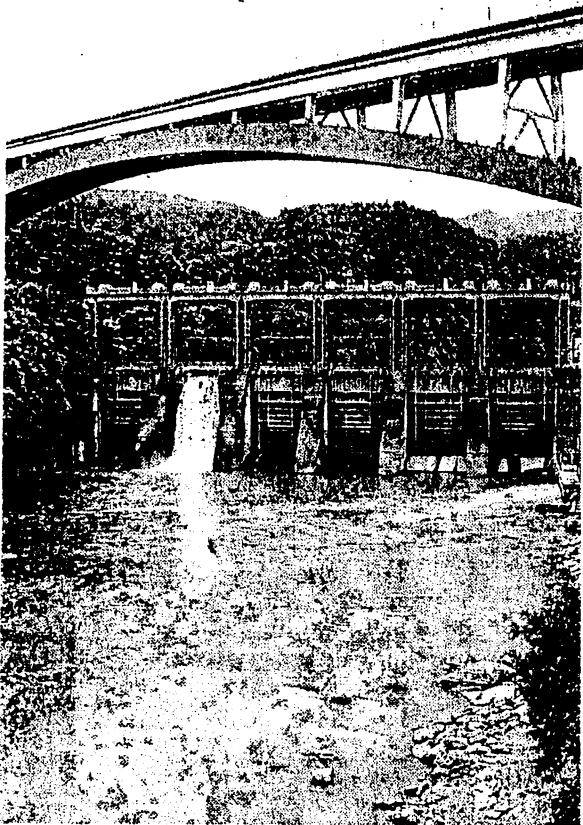
自然回復へ撤去めざす

寄居・長瀬商工業者ら期成同盟会

荒川中流部の玉淀ダム(寄居町)を撤去し、自然の流れの回復を目指す「玉淀ダム撤去促進期成同盟会」(会長・加藤裕康(県議))が27日、発足した。寄居町中央公民館で設立総会があり、地元選出の県議や商工関係者らが集まり、国や県などへの要望活動を協力して進めていくことを確認した。(奈良有祐)

県は電力事業撤退

同ダムは1964年に県と旧農林省などが建設。高さ32m、幅110m、総貯水容量



開閉式ゲート6門が並ぶ玉淀ダム。上は国道140号皆野寄居バイパスの末野大橋＝寄居町末野

約350万立方メートルで、水力発電(最大出力4300キロワット)のほか、深谷市、寄居町などへ農業用水も供給してきた。県は今年、電力事業から撤退し、施設を東京電力傘下の企業へ譲渡している。

期成同盟会は、地元選出県議の呼びかけで、大沢芳夫(長瀬町長)や寄居、長瀬両町の商工会長、観光協会長らが結成。津久井幹雄(寄居町長)は参加しなかったが、前町長の丸橋安夫氏を名譽相談役に据え、「地域一丸」での陳情活動を目指す。

設立総会で、加藤会長は「ダムの耐用年数はあと13年。役目を終え、老朽化したダムを撤去し、県立自然公園の中にある荒川本来の清流や生態系の再生を図るのは差し迫った課題だ」と強調。参加者からは「ダムで分断されているライン下りルートを長瀬から玉淀まで延長できたら、

大きな観光資産になる」「農業用水の供給はダムがなくなっても技術的に代替可能だ」などの意見が出た。

総会后、県生態系保護協会の堂本泰章・事務局長が「荒川の自然回復と玉淀ダム」と題して講演した。

期成同盟会は、県にも同調を働きかけると共に、国が策定する荒川水系の河川整備計画に地元意向を反映させるよう陳情を進める構えだ。



八場ダム裁判に寄せて

野田静枝 (さいたま市)

緊張感でシ〜ンと静まり返った裁判所 105 号法廷。

その日も、私は傍聴席から被告側弁護士席の後ろ側で二列に座る県職員を目で数えています。14 名が陣取っている。とって 14 名が裁判中に何かを・・・弁護士と相談するでもなく、ただただ座っている。埼玉地方裁判所は埼玉県庁の並びに位置しているから、職員の移動も徒歩で数えるほどであろう。しかし、裁判に出席？参加？して居る間は彼らの通常の業務が滞ってしまうのでは？と、要らぬ心配をしてしまう。八ッ場ダムは必要ない！ダムを作るのは税金の無駄！という私の感覚から・・・その日の職員の裁判出席も有用？無用？

私はこの裁判に関わるようになって色々な事を考える一つの扉に出会ったのです。税金の使われ方。はるか昔に、日本の国家プロジェクトとして複数のダム政策が発案され、敗戦後の高度成長の大きな位置を占めていたのだらうとも想像します。

私自身もそうであったように、企業戦士が其々のフィールドの違いこそあれ猛進していました。ダムの現場でもそうであったろう、お疲れ様でした。それから数十年がたち、21 世紀に入り環境問題が大きくクローズアップされて、自然環境や生活環境の破壊をひしひしと肌を感じ、一夏ごとに異常気象を体験している。ダムを造る事で自然を破壊して、そこに住まい永い永い歴史を積み重ねていった住民の生活環境も破壊していった。ひとたび此処にダムを造ると決めたら最後、その住民達の生活環境整備の設備投資もストップし立ち去るをえない様にする。一軒の家には一軒の一つの歴史があるのを根こそぎもいでいく。河が流れ緩やかにくねりを見せて流れて年数をかけて河の周辺に田や畑や人々住まう置き土産を河は置いてくれていく、時として悪戯のような自然の営みも見せながら河は人々と共に生きていく。

ダムプロジェクト発案当時との大きな環境の変化とダムに頼らない生活環境を今私達は望んでいるし、これ以上の環境破壊はストップ！八ッ場ダムは不必要と解かっているのに、なぜ？税金の無駄使いだと私達は裁判に訴えている。

この頃の世相からか・・・正論を言う難しさを感じながらも此処で言わねば「八ッ場ダム反対！税金の無駄使い！」と。

次世代に大きな大きな負の遺産を残さない為にも、経済も環境も私は謙虚に向かい合い「本当に必要か？」と問いたい。

正論を言う難しさ、しかし、言わずに沈黙するは「ダム了解」となるのですから、さあっ〜！「ダムは必要有りません！」

やっぱりおかしい ダムありきの判断

大高文子

9月5日大宮駅で東京の会の方と合流して前橋地裁に向かった。
この日は八ッ場ダム予定地の問題点についての証人尋問が前橋地裁で行われる。
午後1時30分から3人の専門家に対して、それぞれパワーポイントを使用しての尋問が始まった。

環境に関して

(財)世界自然保護基金ジャパンの花輪伸一さんは1985年に国が行った環境アセスメントが現地調査や文献調査も不十分で、“影響がないという結論”に向けて、不十分な調査と的外れな予測、保全対策を羅列しただけで科学的で適正な環境アセスメントを実施していない。現在の環境影響評価法のもとづいてやり直すべき。と証言した。(担当福田弁護士)

地質に関して

技術士の坂巻幸雄さんはダムサイトの地盤の危険性について、岩盤の固さだけの判断でなく割れ目や割れ方が評価する際の重要な要素であり、ルジオン値という評価法を話され、本ダムサイトの安全性の保証がなく立地として好ましくない。国の評価方法が誤っており、見直す必要があると証言した。(担当坂本弁護士)

地すべりに関して

京大名誉教授の奥西一夫さんは水文地形学、災害地形学研究から、ダム湛水域の地すべりの発生可能性についての調査・検討と対策が不十分であり、安全保証に欠き湛水域周辺や下流域住民の生命を脅かすもの。と具体的に地域を示し危険性を立証した。(担当高橋弁護士)

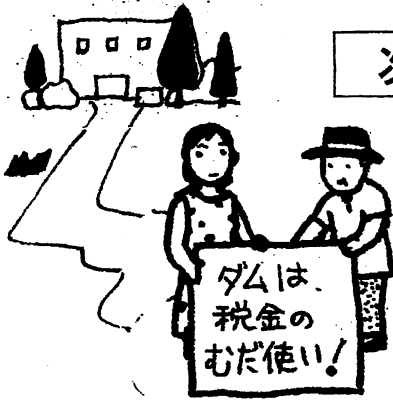
これらの尋問のやり取りを聞き、ダムありきを前提にした国土交通省の調査の不十分さや判断は不誠実なもので実におかしなものと感じた。傍聴席は今回も満席で、群馬はもとより、各地の訴訟関係者の関心は非常に高かった。

今回特筆すべきことは、裁判長が11月4日(火)の午後に1時間程の現地視察の予定を入れたことだ。被告側弁護士は、「えー！現地へ行くんですか？」と、驚きの声をあげた。

次回の2回目証人尋問は10月3日(金)利水で嶋津暉之さん、伊藤裕司さん、県土地水対策室長中野三智男さん。

東京、茨城に次ぎ、群馬でも来年の1月には、結審の予定だ。





次回、第18回裁判を傍聴して下さい!

◎さいたま地方裁判所 / 105法廷。

10月29日(水) 午後4時より

やんば
ハッ場ダム住民訴訟4周年報告集会

いよいよ結審!
勝利をめざして

2004年秋、首都圏の住民がハッ場ダム建設の中止を求め、各地裁に住民訴訟を提起しました。これまで原告側は映像を使って意見陳述を行うなど、わかりやすい裁判に努めてきました。弁護団の総力を結集した取り組みが証人尋問の実現につながり、必要性を失ったハッ場ダムの問題が次々と明らかになっています。早いところでは、11月下旬に「結審」となる見込みです。

裁判所の「判決」が出る前に、私たちの運動をさらに広げ、「ストップ! ハッ場ダム」の声を大きな世論にしていきたいと思います。「脱ダム」の提唱者＝田中康夫さんからお話を伺い、思いを新たにしたいと思います。おおぜいの皆様のご参加をお待ちしています。



🔴 日時 **11月30日(日) 13:30~16:30**

🔴 場所 **日本青年館 中ホール(地階)**
新宿区霞ヶ丘町7-1(神宮外苑) TEL 03-3475-2455

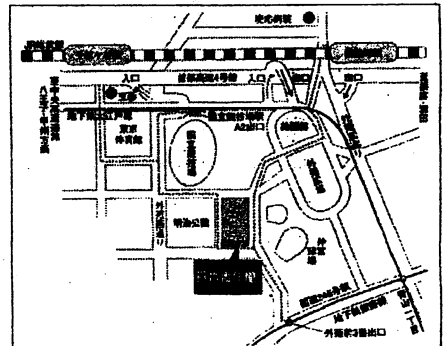
🔴 オープニング 松平 晃さん トランベツト演奏

🔴 講演 **「脱ダム宣言」は、脱ムダ宣言。**

講師 **田中康夫さん(新党日本代表/参議院議員/作家)**

🔴 報告 **・かく闘えり! 弁護団・原告
各地からの報告**

🔴 参加費 **500円**



- JR「信濃町」「千駄ヶ谷」から各徒歩9分
- 地下鉄銀座線【外苑前】3番出口徒歩7分
- 都営地下鉄大江戸線【国立競技場】徒歩7分

★主催

ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会、
ハッ場ダムをストップさせる群馬の会、
茨城の会・埼玉の会・千葉の会・東京の会、
ムダなダムをストップさせる栃木の会

ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会

事務局：さいたま市浦和区北浦和 5-15-41-221 大高 方 TEL&FAX：048-831-4891

★ハッ場ダム訴訟 <http://yamba.sakura.ne.jp>

★ハッ場あしたの会 <http://www.yamba-net.org>